



人権の促進と擁護に努力するEU

欧州連合 (EU) は、その前身である欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) の創設以来、自由、民主主義、法の支配、人権の尊重を普遍的な価値として発展してきた。これらの価値は、EU域内に留まるものではなく、世界的に擁護されるべきものである。この信念の下、EUは国連のような多国間協議の場でも積極的に人権問題に取り組んでいる。

EUの人権政策—近年の動き

2005年10月、EUの人権政策に関する年次報告書がEU理事会で採択された。報告書の中で近年の動きとして注目されるのは、欧州憲法条約における人権関連条項の強化、「EU基本権庁 (The Fundamental Rights Agency)」創設に向けた動き、そしてEU理事会事務総長兼共通外交安全保障政策 (CFSP) 上級代表の人権問題担当個人代表ポストの新設である。

人権擁護がEUの政策として重要性を高めている事実は、まず、2004年10月に調印された欧州憲法条約の以下の条項の特徴からうかがい知ることができる。(1) 欧州憲法条約第1-2条「連合の価値 (The Union's values)」に、現行のニース条約で規定された「自由、民主主義、法の支配、人権の尊重」のほか、「人間の尊厳、平等、マイノリティの権利」が加えられたこと、(2) 第1-3条「連合の目標 (The Union's objectives)」に児童の権利保護が初めて規定されたこと、(3) 第9条「基本権 (Fundamental rights)」で、EUとして欧州人権条約へ加盟する意思が明確にされたこと、(4) それまで政治宣言という位置づけで法的拘束力を持たなかった「EU基本権憲章」が欧州憲法条約に組み入れられたこと、である。なお、欧州憲法条約は、2005年5月にフランスとオランダの国民投票で批准が否決された後、事実上の「凍結状態」にあり、2006年前半に改めて加盟国首脳が今後の対応を協議することになっている。

また、2003年12月の欧州理事会で「EU基本権庁」の創設が決定されたが、これは既存の「人種差別および外国人排斥に関する欧州監視センター (EUMC)」の機能を発展させることで「EU基本権庁」へ衣替えすることを想定している。「EU基本権庁」



ルイーズ・アーバー国連人権高等弁務官 (左)、ジョゼ・マヌエル・バローゾ欧州委員会委員長
©European Community, 2006

は、EU諸機関および加盟国がその権限において何らかの政策を実施する際、基本権の尊重に沿った形でそれらを行うよう、必要な専門知識や支援を提供することを目的としている。2005年6月、欧州委員会は「基本権庁を創設する理事会規則」案を採択し、理事会に送付した。この理事会規則案が予定通り承認されれば、同庁は2007年1月からその業務をスタートする。

さらに、2005年1月、ハビエル・ソラナCFSP上級代表は、EUの人権政策の一貫性と継続性を確保するために、人権問題を担当する個人代表 (ミハエル・マティエッセン前EU理事会事務総局文民危機管理局局長、デンマーク出身) を任命した。個人代表の任務は、人権ガイドラインの実施や国連、欧州評議会、欧州安全保障・協力機構といった多国間の場でのEU政策の遂行、第三国との人権対話、欧州議会との関係構築等、多岐にわたる。

こうしたEUの試みが奏功した例とし

て、記憶に新しいものでは2005年12月16日に国連総会本会議で採択された「朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) の人権状況」決議が挙げられる。この決議は、EUが策定し、日本を含む45カ国の共同提案として11月に総会第三委員会 (人権問題) にて採択された後、本会議で賛成88、反対21、棄権60で採択された。北朝鮮を名指しで非難する決議が国連総会本会議の場で採択されたのは初めてであるのに加え、同決議は日本にとって長年の懸案となっている拉致問題について明示的な言及を含んでいる。世界を視野に人権状況の改善を求めるEU政策の一例である。

死刑制度のない世界を求めて

EUの人権政策の中でもとりわけ、死刑制度の廃止に向けた努力は、民主主義を標ぼうする先進国として唯一死刑を存置している米国と日本に向けられている。

EUは、死刑を最も基本的な人権、すなわ

ち生命に対する権利を侵害する極めて残酷、非人道的で尊厳を冒す刑罰であると考え、いかなる罪を犯した者にも生命の絶対的尊重という基本ルールは国家によって守られなければならないと主張している。人権的観点のほか、冤罪による死刑執行の危険があること、死刑が犯罪抑止力として機能しないこと、刑罰の究極的目標(犯罪者に自らの過ちを理解させ、自責の念を育み、更正させること)を果たし得ないこともその主張の背景にある。アムネスティ・インターナショナル日本によると、現在、120カ国が死刑を法律上または事実上廃止しており、76カ国が存置しているが、どの1年間でとってみても実際に死刑を執行している国の数はそれよりもはるかに少ない。*

EUは、死刑存置国に対し、死刑廃止への第一歩としてモラトリアム(死刑執行停止)を導入すること、あるいは、少なくとも死刑の適用を減らすことを求めている。また、死刑を執行する場合でも、1998年にEUが策定した最低基準を満たし、透明性のある手続きで行うことを要請している。日本に対しては、死刑廃止への第一歩としてモラトリアムを導入すること、それが叶わなければ、少なくとも死刑執行をめぐる秘密主義や絞首刑という残酷な方法での執行を改めるよう働きかけている。その努力の一環として、定期的に大使級のデマルシェ(公式要請)を日本政府に行っている。最近では、2005年12月に杉浦法務大臣に対してトロイカ形式(現EU理事会



©European Community, 2006

議長国、同次期議長国、欧州委員会代表部の3駐日大使で構成)のデマルシェが行なわれた。

EUは、草の根レベルで死刑制度の是非を議論する環境づくりにも努めている。内閣府が行なった最新の世論調査によると、日本では約80%の国民が死刑の存置を支持している。しかし、死刑廃止が世界的潮流となっている中、死刑制度を根本的かつ多角的な視点で見つめ直す作業は重要である。こうした背景から、欧州委員会は2005年12月6日～7日、日本弁護士連合会とアメリカ法曹協会と共に「人権と死刑を考える国際リーダーシップ会議」を主催した。同会議は、世界15カ国から集まった法律家、国会議員、研究者、報道関係者、大使館関係者そして一般市民ら延べ約250人の参加を得て、死刑をめぐる国際情

勢と国際基準、死刑の代替刑、誤判、犯罪被害者支援等について熱い議論を繰り広げた。EUは、日本政府、そして市民に対して、死刑廃止に向けた取り組みを始めるよう粘り強く要請していく。EU



死刑制度廃止に向けたEUの取り組みはこちらをご覧ください。

http://jpn.cec.eu.int/union/showpage_jp_union.death_penalty.php

※詳細は、アムネスティ・インターナショナル日本死刑廃止ネットワークセンターのホームページをご参照ください。
<http://homepage2.nifty.com/shihai/shiryou/facts&figures.html>

ツェプター大使、横田夫妻と会談

駐日欧州委員会代表部のベルンハルド・ツェプター大使は、12月7日、「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」代表の横田滋・早紀江夫妻と駐日代表部事務所では会談した。会談で横田夫妻は、2005年11月の国連総会第三委員会での「北朝鮮の人権状況」決議採択においてEUが果たした役割に謝意を示す一方、拉致問題の国際的側面に言及し、問題解決への国際的支援の重要性と必要性を訴えた。ツェプター大使は、28年にわたり横田夫妻が受けてきた苦痛に対して同情の意を表するとともに、一連の悲惨な事件の解決に向けた夫妻の勇気と決意に敬意を示した。また、EUとして今後とも可能な限り多くの場で、北朝鮮当局に対して問題解決に向けた情報提供を促していく意向を示した。



横田夫妻(左2人)と会談するツェプター大使(12月7日、駐日欧州委員会代表部)